市からの連絡帳

住宅の省エネ住宅改修に伴 う固定資産税の減額

平成20年4月1日~平成22年3月 31日までの間に一定の省エネ改修 (熱損失防止改修)工事を行った場 合、改修工事が完了した年の翌年度 分の固定資産税 当該住宅の120㎡の 床面積相当部分まで)を3分の1減 額します(都市計画税は含まれませ ん)

△一定の熱損失防止改修工事とは? 窓、床、天井、壁の断熱性を高め る改修工事 (外気などと接するもの の工事に限る。窓の改修工事を含め た工事であることを必須とします) | 対平成20年1月1日以前から市内 に所在する住宅(賃貸住宅を除く) 要件

改修工事後3か月以内に申告を行 うこと

改修工事に要した費用の額が30万 円以上であること

現在、新築住宅軽減・耐震改修に 伴う減額を受けていない建物である こと

必要書類

住宅の熱損失防止改修に伴う固定 資産税の減額適用申告書

熱損失防止改修工事に要した費用 の領収書の写し

熱損失防止改修工事証明書 納税義務者の方の住民票の写し

国民健康保険料納入通知書 の送付

平成20年度国民健康保険料納入通 知書を7月中旬に世帯主あてに送付 します。

国民健康保険料は、皆さんの医療 費をお支払いするための貴重な財源 です。期限内に必ず納付するようご 協力をお願いします。

☑保険料について

国民健康保険料は、加入者の皆さ んが病気やけがをしたときの医療費 や出産育児一時金、葬祭費などの給 付にあてられる基礎賦課額(医療 分) 75歳以上の後期高齢者にかか る医療制度を支援するための後期高 齢者支援金等賦課額(後期高齢者支 援金等分) 加入者のうち40歳以上 65歳未満の方(介護保険第2号被保 険者)に賦課される介護納付金賦課 額(介護分)の合計額となっていま す。

40歳未満の方

医療分と後期高齢者支援金等分を 合算した額を国民健康保険料として 納めていただきます。

40~64歳までの方

医療分と後期高齢者支援金等分と 介護分を合算した額を国民健康保険 料として納めていただきます。

65歳以上の方

医療分と後期高齢者支援金等分を 合算した額を国民健康保険料として 納めていただきます。

△納付は期限内に!

保険料は、7月から翌年の2月ま で8回に分けて納付していただきま す。納期限を過ぎると延滞金が加算 され、滞納処分を受ける場合もあり ます。

□□座振替の申し込み

口座振替依頼書を納入通知書に同 封してお送りします。口座振替を希 望する方は、通帳の届出印・納入通 知書をお持ちのうえ、口座のある金 融機関・郵便局で手続きをしてくだ さい。

☑10月から65歳以上の国保加入者の 保険料が年金天引となります

次の ~ のすべてに該当する方 は、年金天引きで保険料を納めてい ただきます (特別徴収)

世帯主が国保の加入者であること 国保の加入者全員が65歳以上75歳 未満であること

特別徴収対象年金が年額18万円以 上あり、かつ介護保険料と合わせて 年金額の2分の1を超えないこと

該当する方は、7月に送付する納 入通知書でお知らせします。この場 合、上半期(4~9月)分は納付書 や口座振替で納めていただきます。 納期は、第1期(7月30日)・第2期 (9月1日)・第3期(9月30日)の 3回です。下半期(10~3月)分は、 10月・12月・2月の年金からの天引 きとなります。該当されない方は、 今までどおり納付書や口座振替で納 めていただきます。

☑納付が困難な場合

納付相談を行っていますのでお気 軽にご相談ください。

災害など特別な事情で生活が著し く困難となった場合、保険料の減免 制度があります。

保険料率改定

支後

				改定後	改定前	
医療分	所	得	賦	課標準額	賦課標準額	
	割	額		×4.0%	×5 2%	
	資	産	固定資産税額×15%			
	割	額		(据え置き)		
	均	等	被保険者数 被保険		被保険者数	
	割	額	×	1万4,700円	× 2 万円	
	平	等	1 世帯当たり9 300円			
	割	額		(据え置き)		
	賦課限度額		44万円		53万円	

新規創設

所得割額 賦課標準額×12%

援期金齡		均等割額		被保険者数× 5 ,300円		
分者		賦課限度額		12万円		
				保険料率額		
介護分		所得割額	賦課標準額×1 34% (据え置き)			
	均等割額		第2号被保険者数 ×1万5.100円(据え置き)			

賦課限度額 9万円(据え置き) 医療分と後期高齢者支援金等分の料率等 の合計額は、前年度の医療分から据え置き ですが、賦課限度額のみ、3万円の引き上げ になります。

国民健康保険・長寿医療制度 (後期高齢者医療保険) 加入の方へ

平成20年度特定健康診査・一般健 康診査の受診券を6月中旬に発送し

特定健康診査の対象

4月1日現在、昭和9年4月1日 ~ 昭和44年3月31日生まれの方で西 東京市国民健康保険に加入されてい る方

一般健康診査「長寿医療制度(後 期高齢者医療保険)」の対象

長寿医療制度(後期高齢者医療保 険)加入の方

健診方法 受診券に記載されてい る指定された受診期間内に市内指定 医療機関で受診してください。

詳しくは、受診券と同封の案内を ご覧ください。

付加年金をご存知ですか?

国民年金には、月々の定額の保険 料に400円(付加保険料)を加えて 納付することにより、老齢基礎年金 に上乗せして給付を受けられる付加 年金があります。

付加年金の受給額は、200円×付加 保険料納付月数として計算されます。

例えば、10か月付加保険料を納付 すると、200円×10か月 = 2,000円 (年額)が付加年金として支給され ます。

なお、付加保険料は国民年金第1 号被保険者(保険料の免除を受けて いる方および国民年金基金加入者の 方を除く)の方のみ、申し込みがで きます。

また、付加保険料は、申し込みを した月分からの納付となります。希 望の方は、お早めに国民年金係へお 届けください。

介護保険負担限度額認定証 の更新

平成19年度の介護保険負担限度額 認定証 (介護保険施設における居住 費・食費に係る負担軽減の認定証) の有効期限は、6月30日(月)です。

7月(平成20年度)以降も引き続 き認定の継続を希望する場合は、更 新の手続きが必要です。

平成19年度に認定されている方に は市から申請書を送付しましたの で、必要事項を記入のうえ、7月31 日休までに手続きをしてください。

住民票等自動交付機の増設

住民票等自動交付機が保谷駅前公 民館・図書館に新しく設置されます。

利用するには、暗証番号の入った 「ほうや市民カード」または「西東 京市民カード」が必要です。

設置場所

保谷駅前公民館・図書館(Ⅱ街区ビ ル「ステア」4階・東町3-14-30) 運用開始日 6月29日(日)

利用時間

月~金曜日...午前9時~午後8時 土・日曜日、祝日…午前9時~午後

毎月第4月曜日、年末年始はお休 みです。

防災

自動体外式除細動器 **(AED)の貸し出し**

市民が参加する行事などにおける 不測の事態に備えて、AEDの貸出 しを行います。

MAEDとは?

突然死の原因となる異常なリズム を起こした心臓(心室細動)に電気 ショックを与えて正常なリズムに戻 す医療器械です。

対象行事 市民が参加して開催さ れるスポーツ競技、各種行事、イベ ント、講習会など

対 各種大会などの主催団体

貸出要件 次の 、 いずれかに 該当する方が各種大会など会場でA E Dの使用をすることができる状態 であること。

医師などの医療従事者など

消防署その他の講習機関が実施す る基本的心肺蘇生処置の講習を修了 した方

貸出費用無料

(破損や維持管理などに要する経費 は貸出を受けた団体が負担)

貸出手続き 使用を希望する日の 1か月前までに、スポーツ振興課ま たは危機管理室へ電話で申し込んで ください。

詳細はお問い合わせを。



光化学スモッグに注意しま しょう

日差しが強く、気温も高く風の弱 い日は、オキシダントの濃度が高く なり、光化学スモッグが発生しやす くなります。

オキシダント濃度が基準(0.12ppm) を超えると注意報などが発令されま す。その際は次のことに注意しまし ょう。

□なるべく外には出ないようにしま しょう。屋外での運動やプールでの 水泳は避けましょう。

▶️外出時、目がチカチカしたり、喉 が痛くなった時は、洗顔やうがいを して屋内で安静にしましょう。

□被害を受けた時は保健所(6450 -3111)に連絡し相談しましょう。

光化学スモッグ注意報および警報 が発令されると、防災行政無線とF M西東京 (84 2MHz) でお知らせし ています。公共施設には、看板を掲 示して注意を促しています。

光化学スモッグに関する詳しい情 報は、東京都大気汚染テレホンサー ビス(童03-5320-7800)をご利用 ください。

インターネットでも光化学スモッ グ情報を提供しています。

東京都環境局IPPhttp://www.ox.kanky o.metro.tokyo.jp/smog.htm

HPhttp://www.ox.kankyo.metro.tokyo. jp/ox.php (携帯電話)

市冊からもアクセスできます。